

津市公告第 178 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 18 年 12 月 28 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 18 年 12 月 27 日

2 抑留期間 平成 19 年 1 月 5 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	芸濃町 棕本	雑種	うす茶	オス	中	不明	赤色の首輪

3 公示期間 平成 18 年 12 月 28 日から平成 19 年 1 月 5 日まで

4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

津市教育委員会告示第14号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年12月21日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

- 1 招集の日時 平成18年12月22日（金）午後2時から
- 2 招集の場所 教育長室
- 3 会議の事件 教育長の任命について

監 査 公 表

津市監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表する。

平成18年12月22日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 田 中 勝 博
同 村 田 彰 久
同 山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査執行者

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 田 中 勝 博
同 村 田 彰 久
同 山 中 利 之

第2 監査実施年月日及び監査対象

監査実施年月日	監 査 対 象
平成18年10月5日	<市長公室> 秘書課、政策課、東京事務所、法務室、行政経営課 人事課、検査課 <総務部> 総務課、地域振興室、広報広聴課、情報企画課
平成18年10月16日	<市民部> 市民交流課、市民課、人権課、男女共同参画室 地域調整室、中央市民館、リージョンプラザ、アストプラザ <環境部> 環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課 環境事業課、西部クリーンセンター、河芸美化セン

	ター、クリーンセンターおおたか、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず
平成 18 年 10 月 24 日	<商工観光部> 商工労政課、中心市街地活性化室、企業立地課 観光振興課 <農林水産部> 農林水産課、農業共済室、水産振興室、林業振興室 農業基盤整備課 <農業委員会事務局>
平成 18 年 10 月 25 日	<健康福祉部> 福祉管理課、こども家庭課、高齢・障がい福祉課 援護課、介護保険課、保険年金課、医療助成室 中央保健センター <選挙管理委員会事務局>

第 3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた資料に基づき、部課長等の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第 4 監査の着眼点

監査の実施に際しては、予算の執行は計画的、効率的に行われているか、またその手続は適切か、会計処理は法令等に基づき行われているか、現金の取扱いは適切に行われているか、財産の管理は適切に行われているか、各種の帳簿、書類の記帳、保存等は適切に行われているかなどのほか、事務処理は効率的、効果的に行われ、改善すべきところはないかなどを基本的事項とした。

第 5 監査の結果

所管する事務事業の推進に当たっては、各分野において努力が払われており、各種の事務は法令、規程等の定めるところに従い適正に執行されて

いるものと認められた。

全般的には事務処理、財政運営について良とするも、一部において後述するように事務処理の不備が見受けられたので、積極的に対処するよう指導した。また、監査時に気づいた軽易な事項については、その都度口頭で指導した。

各課等の監査の結果の概要は、次に述べるとおりである。

<市長公室>

・秘書課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、市長、助役の日程調整及び渉外業務のほか、表彰栄典、市長会に関する事務などを分掌している。

合併後市域が拡大し、大会、行事等の業務量が増大したことで、市長、助役の公務が著しく増えているが、内容等を十分精査、調整されるとともに、秘書、渉外業務の円滑な運営に努められたい。

・政策課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、総合計画、新市まちづくり計画、非核平和事業の推進、防衛施設庁等との調整、ユニバーサルデザイン・バリアフリーに係る調整に関する事務などを分掌している。

総合計画策定業務については、平成19年度末の策定を目指し、同策定推進プロジェクトチームの設置、同計画策定調査業務の実施等、作業を進められているところであるが、多様化する市民ニーズを反映した計画、健全財政を考慮した計画が策定されるよう期待するところである。

また、合併関係市町村間において協議し、合意された20事業については、個別の事業計画により優先性の整理が可能なものは、財政の見通しを見極めた中で順次整備することとされているが、その他の事業も含めて、今後、総合計画での市全体における位置づけなど十分精査しながら取組みを進められたい。

- ・東京事務所

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当事務所においては、国などの行政機関等との連絡調整、市政に係る情報及び資料の収集・発信、首都圏における中勢北部サイエンスシティ、ニューファクトリーひさい工業団地等への企業誘致、本市の物産及び観光の紹介に関する事務などを分掌している。

- 当事務所においては、中央省庁その他中小企業基盤整備機構、日本貿易振興機構などの各種団体への訪問、セミナー・説明会等への参加や三重県出身者との交流などの活動を通じて、最新の情報収集や価値の高い情報の収集に努められているところである。

- また、本市物産や観光の紹介活動にも併せて取り組まれている。

- 今後においても、首都圏に存在する地の利を生かし、市政に活用できる有用、タイムリーな情報を収集するとともに、積極的に企業訪問やPRに取り組まれ、中勢北部サイエンスシティ等への立地に結びつく企業誘致活動を期待するものである。

- ・法務室

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当室においては、例規の制定及び改廃をはじめ訴訟事件等に対する指導助言、行政手続条例に関する事務などを分掌している。

- 条例、規則等の制定及び改廃について指導助言に努められているところであるが、合併に際して施行された要綱等の制定状況についても、調査の上、把握され、要綱等の改廃等についても、適宜指導されたい。

- 現在、裁判所において係争中の案件は、行政事件訴訟5件、民事訴訟7件、調停1件（本年10月5日現在）であるが、訴訟の進行について関係部署への適切な指導、調整を行われるよう望むものである。

- また、市全体としての法務能力の向上を図るためには、職員個々の法務能力の向上が求められていることに留意され、引き続きこれらの指導助言に努められたい。

- ・行政経営課

- ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、行財政改革等の推進、行政組織及び事務分掌の見直し、組織の活性化並びに地方分権の推進に関する事務などを分掌している。

行財政改革の推進については、社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するための行財政改革大綱及び集中改革プランの本年度中の策定に向けて、行財政改革推進本部と附属機関である行財政改革推進委員会を置き、現在作業が進められているところである。

本市は、市町村合併により、市域が広範囲となり、山間地域、海岸地域、商工業地域、温泉等観光地域など多様な地域特性を有することになった。これまでの行政手法の違いを生かし、精査し、本市が本来果たすべき役割を明確にし、行財政改革に取り組まれるよう望むものである。

組織、事務事業の執行方法等については、市民本位で、かつ、効率的な行政運営を推進するため、総合支所のあり方も含め、必要な見直しを検討されたい。

・人事課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、職員の定数・配置管理、給与、職員研修及び福利厚生に関する事務などを分掌している。

本年度の職員1人当たり平均の時間外勤務時間数は、4月は18.6時間（本庁41.3時間）であったが、8月は8.0時間（本庁16.1時間）となっている。合併に伴う事務の整理や執行方法の変化等に加え、年度当初などということもあって時間外勤務が増大していたものと考えられるが、時間的経過に伴う習熟や時間外勤務の縮減方策等によって、縮減されてきているものと考えられる。

こうした時間外勤務の縮減や事務事業を円滑、効率的に推進するために、今後とも関係部署と連携して適宜、組織の見直し等を行い、適切な人事配置に努められたい。

また、職員の飲酒運転の防止については、本年10月3日に市長通達が出され（その後、職員の交通事故等に関する懲戒処分の改正基準が同月20日に施行された。）たところであるが、職員一人ひとりの資質の向上とともに、飲酒運転をさせない職場づくりなど、綱紀の保持に取り組むよう、今後とも、一層指導徹底がなされるよう望むものである。

- ・検査課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、工事等の検査、工事の手直しに係る命令及び指示に関する事務などを分掌している。

- 工事検査要綱、検査基準、小規模工事検査要綱を制定し、これに基づき、検査を実施されているところである。

- また、設計積算業務の円滑かつ効率的な運用を図るため、設計積算システムを導入し、本庁舎及び総合支所等において使用されているところであるが、その管理については細心の注意を払われない。

- <総務部>

- ・総務課

- ア 指導事項

- 市外旅費領収書において、一部当該職員の領収印及び領収年月日の記入漏れがあったので、適切に行われるよう指導した。

- イ 所 見

- 当課においては、議会との調整、文書管理、情報公開、個人情報の保護、住居表示、統計、市史編さんに関する事務などを分掌している。

- 文書管理については、電子自治体構築計画に基づき、文書管理システムの構築に向けて関係課と調整を進めているところであり、電子化への過渡期という状況にある。現在、事務の省力化を図るため、文書収受簿、外出簿などの文書類をさまざまな方法でパソコン処理している部局は少なくないことから、こうした処理方法や電磁的記録の保存・保管・廃棄などの取扱いについて文書管理システムの構築の中で、今後、統一的な考え方を示されるよう努められない。

- ・地域振興室

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当室においては、地域活動の振興事業に係る企画及び調整、総合支所・地域審議会との連絡調整に関する事務などを分掌している。

- 市町村の合併の特例に関する法律の規定に基づく合併協議により、本年1月1日、10地区に地域審議会が設置され、同年5月には第1回目の地

域審議会が開催されたところである。

今後、各地域審議会においては、設置区域に係る基本構想の策定に関する事項等について審議などが行われることになるが、各地域審議会の審議が円滑になされるよう各総合支所との密接な連携を図られることを望むものである。

また、地域活動振興予算については、合併と同時に制度化され、地域の特性に応じた事業を実施することにより、地域住民の不安を解消し、新市の魅力を創出するなどの一定の効果はあるものの、今後は、各地域審議会での議論等を考慮しながら、基準のあり方や方向性などを検討していくよう努められたい。

- ・ 広報広聴課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、広報津、市勢要覧の編集発行、ケーブルテレビ、ラジオ及び津市ホームページ等による広報並びに動く市長室「市長対話」及び市政モニター制度等の広聴に関する事務を分掌している。

- 広報事業について、津市情報発信番組「まるもち 3 つ」の制作放送業務については、その番組放送に係る費用に対して得られる効果について、調査し、検討されるよう望むものである。

- ・ 情報企画課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、行政情報システムの開発、電子自治体の構築、情報通信基盤の整備・管理及び津市地域情報センターの管理運営に関する事務などを分掌している。

- 合併と同時に新市における住民情報系システムに係る住民データを統合し、本年 8 月には新しい財務会計システムの導入など各種情報システムの運用に当たられているほか、庁内情報通信ネットワークの整備・運用に取り組まれている。今後においても各種システムの安定的な管理・運用、システムの充実に努められたい。

- また、本年 10 月 3 日に、電子申請、GIS、文書管理、電子入札を柱とする電子自治体構築計画が策定されたところであるが、同計画に係る施策

の実施に当たっては、多額の経費を要すると考えられることから、国、県など関係団体と連携し、共同化による経費削減なども視野に入れて推進に努められたい。

昨今、業務に係る情報流出事件が頻発しており、本市においても情報流出事故があったところであるが、業務情報に係る情報セキュリティ対策の徹底が図られるよう一層指導に努められたい。

<市民部>

・市民交流課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、自治会との連絡調整、市民相談、市民活動の促進、コミュニティ施設、交通安全対策の総合調整、国際・国内交流に関する事務などを分掌している。

自治会への活動補助金、謝礼、広報配布委託料については、合併協議により、いわゆる激変緩和措置が講じられ、5年以内の調整事項となっているが、この措置については、あくまでも市町村合併に伴う暫定的な措置であることにかんがみ、できる限り早急に新基準策定に努められたい。

交通安全対策にあつては、久居駅前公共自転車駐車場管理業務を指定管理者に移行するとともに、近鉄津新町駅周辺においては、自転車放置禁止区域に指定し、駅周辺における交通の安全と円滑化及び良好な環境の確保に取り組まれている。

国際交流・都市間交流については、当該都市との相互理解を深め、住民相互の交流等、地域の活性化に寄与しているところであるが、補助金等民間交流支援のあり方について、今後、検討されるよう努められたい。

・市民課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、戸籍、人口動態調査、住民基本台帳、印鑑登録、住民税・軽自動車税に係る諸証明の交付、外国人登録、斎場に関する事務などを分掌している。

市営斎場は、老朽化が進んでおり、新斎場建設に向けた整備構想基本計画作成の準備を進められているところである。

また、窓口業務においては、取扱件数が増加しているなか、各種届出の処理や各種証明書の交付について、迅速かつ正確な事務処理に努められ、市民サービスの向上を図られたい。

- ・人権課

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当課においては、人権施策の推進、計画の策定に関する事務などを分掌している。

- 人権施策の推進については、合併により市域が拡大したなか、市内4会場においてそれぞれ市民人権講座や人権問題講演会などを開催されているほか、企業への人権啓発や各種人権に係る啓発業務が行われているところである。

- また、庁内各職場とその事務事業において、人権尊重の視点に立った取り組みが行われるよう、津市人権施策推進会議設置要綱の制定に向けた準備をされる（本年11月1日に制定済み）とともに、全職員を対象とした職員人権研修会の開催を予定されているところである。

- なお、本年9月には人権が尊重される津市をつくる条例を制定されたところであるが、人権施策をより総合的に推進するため、人権施策基本方針についても早期に策定されるよう望むものである。

- ・男女共同参画室

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当室においては、男女共同参画社会の推進に関する事務などを分掌している。

- 男女共同参画を広く市民に啓発するため、男女共同参画フォーラムの開催や情報紙の発行などが行われている。また、本年度内の男女共同参画推進条例制定に向けて、懇話会・市民の意見を聴く会を開催するなど準備が進められているところである。

- 今後とも、男女共同参画に対する意識の高揚を図るための諸事業を積極的に展開されるよう望むものである。

- ・地域調整室、中央市民館

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当室においては、主に地域課題の解決を図るための関係団体・機関等との連絡調整、地域改善関係事業、隣保館の総括に関する事務などを分掌している。

福祉資金貸付事業については、現在は、収納業務のみとなっており、電話催告、訪問指導、夜間徴収等に取り組まれているところであるが、収納率は低い状態にある。今後は、適切な納付指導と効率的かつ適正な滞納整理に努められたい。

また、中央市民館においては、人権問題解決のために、地域住民の生活実態やニーズを的確に把握しながら、相談、啓発・広報、地域交流、人権教育及び自主的組織の支援活動事業を実施している。今後も住民交流の拠点となる開かれたコミュニティ施設として、各種事業の推進に努められたい。

・リージョンプラザ

ア 指導事項

お城ホール等の使用料については、条例の規定では、施設使用料を使用許可の際に納付することとなっているが、還付等が発生しないよう使用許可の際に半額、使用後に残額を納付するという独自の運用がなされていたため、規定どおり行うよう指導した。

イ 所 見

当施設においては、お城ホール及び会議施設等の管理運営に関する事務などを分掌している。

お城ホールは高い利用率を維持しているところであるが、開館後19年以上経過しており、施設・設備の老朽化が著しいことから、平成17年度よりリージョンプラザ施設・設備改修・更新3か年計画に基づいた改修等の実施に取り組まれており、本年度においては案内表示装置及び舞台音響・照明改修工事等の実施が予定されているところである。

なお、財政状況の厳しいなか、計画どおり3か年で改修を終えるのは困難な状況見通しであるが、利用に支障を来さないよう、また、快適な環境が提供できるよう適切な管理運営に努められたい。

・アストプラザ

ア 指導事項

使用料及び手数料の収納事務において、業務終了後、施設内の金庫に保管し、週 3 回、金融機関へ持ち込み収納している。公金の取扱いについて、安全かつ適正に管理するため、金融機関への納入は、速やかに行うよう指導した。

イ 所 見

当施設においては、アストプラザ施設の維持管理、使用許可、住民サービス窓口として戸籍、住民票、税などに関する証明書の交付、印鑑登録、住民基本台帳関係の届出に関する事務などを分掌している。

津駅前という立地や行政機関及び文化施設の集積を生かし、多くの人々が交流する拠点施設として、年末年始の 5 日間を除いた年間 3 6 0 日を開館し、住民サービスに努められている。

本庁閉庁時においても、アストプラザは、窓口を開設していることから、市全般の業務に対する問い合わせに対応できるような体制を整備され、更なる住民サービスの向上に努められたい。

<環境部>

・環境政策課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、環境政策、環境との共生、新エネルギー、地球温暖化対策、一般廃棄物処理業・し尿浄化槽清掃業の許可及び指導、ごみの減量・再生利用、不法投棄等、一般廃棄物処理施設の維持管理の総括、し尿中継施設等に関する事務などを分掌している。

地球温暖化対策については、風力発電施設見学会等の新エネルギー学習会の実施、家庭用新エネルギー利用の促進などに取組まれているところであるが、今後一層、啓発等に努められたい。

不法投棄対策については、本年 7 月から環境パトロールを実施されているところである。家電リサイクル法の施行に伴いリサイクル費用の負担が必要になったことや合併により市域が広大となったため、不法投棄の増加が懸念されるところであるが、総合支所とも連携を密にして、不法投棄の未然防止、監視の強化に努められたい。

また、衛生中継所については、平成 1 9 年 1 月末日の海洋投入処分の禁止を受け、本年 1 1 月末をもって業務を終了されることから、その跡地利用について、地元を含めた協議・検討を早期に行われたい。

・新最終処分場建設推進課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、新最終処分場建設推進に関する事務を分掌している。

新最終処分場については、現在稼働中の白銀環境清掃センター第2期埋立処分場が埋立許容の限界に近いことから、その建設が急務とされているが、その候補地に選定された地元住民の理解が得られず、事実上進捗していない状況にある中で、安全で安心な最新の処理技術等を検討するための新最終処分場処理方式検討業務委託及び学識経験者による検討委員会の設置等その具体的な建設計画作成に向けた準備が進められている。

一日も早く具体的な建設計画を作成し、推進されることを期待するものである。

・環境保全課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、住民の身近な生活環境の保全に係る総合的な計画及び調整、公害防止、大気、水質、騒音等に係る環境調査並びに狂犬病の予防に関する事務などを分掌している。

生活環境の保全については、大気、水質、騒音等の環境調査を実施されており、公害防止協定等を締結している工場や事業場については、立入調査、排水等の監視、指導に努められている。そのほか、野焼き、騒音、悪臭等の公害苦情等は、毎年100件程度で、本年9月末では42件となっている。

また、下水道等の集合処理施設のない地域等において浄化槽設置整備促進を図られるなど、生活排水による水質汚濁の防止及び公衆衛生の向上にも努められているところである。

今後においては、合併により市域が拡大したことから、各総合支所と連携しながら安全かつ安心して暮らせるよう生活環境の保全に努められたい。

・環境事業課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、ごみの収集、分別の指導に関することなどを分掌している。

当課においては、旧津市の区域において、一般家庭から排出される家庭系ごみについて、ステーション方式により 7 種 13 分別での収集作業を行っている。

ごみの分別収集については、それぞれの市町村でなじんだ方法であることから、合併協議においては、当分の間（3 年程度）、従前どおりの方法とされたところであるが、今後、収集及び処分の効率化を図るため、現在、調整が行われているところである。

今後において、ごみの分別方法や収集方法等を変更する場合には、十分な周知期間の確保等により、住民に混乱を来さないよう配慮を望むものである。

ごみ収集作業の安全対策としては、安全運転講習会等の開催、班会議での事例研修、就業開始前の準備体操を実施されるなど、安全作業マニュアルに基づき積極的に事故防止に取り組まれているところであるが、引き続き安全作業、安全運転等についての意識高揚に努められたい。

- ・西部クリーンセンター

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当センターにおいては、旧津市及び旧芸濃町の区域から排出される可燃ごみの搬入に係る受付及び指導、ごみの焼却に関することなどを分掌している。

- 焼却処理に当たっては、ダイオキシン類等の発生の抑制に努め、周辺環境に配慮しながら、安全で安定的な焼却炉の運転管理に努められたい。

- ・河芸美化センター

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当センターにおいては、旧河芸町の区域から排出される可燃ごみの焼却に関することなどを分掌している。

- 焼却処理に当たっては、ダイオキシン類等の発生の抑制に努め、周辺環境に配慮しながら、安全で安定的な焼却炉の運転管理に努められたい。

・クリーンセンターおおたか

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当センターにおいては、旧久居市、旧香良洲町、旧一志町、旧白山町、旧美杉村、旧美里村、旧安濃町の区域及び松阪市（旧嬉野町・旧三雲町）から排出される可燃ごみの焼却に関することなどを分掌している。

松阪市（旧嬉野町・旧三雲町）のごみの受け入れについては、合併時の調整により、松阪市に処理能力がないため暫定的に受け入れているものである。

焼却処理に当たっては、ダイオキシン類等の発生の抑制に努め、周辺環境に配慮しながら、安全で安定的な焼却炉の運転管理に努められたい。

・白銀環境清掃センター

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当センターにおいては、不燃ごみ等の第２期埋立処分場、あき缶等金属系資源ごみ破碎処理施設、ペットボトル圧縮減容梱包施設、浸出水処理施設及び第１期埋立処分場跡地整備事業等に関することなどを分掌している。

現在稼働中の第２期埋立処分場は地元自治会と毎年協議、同意を得ることを条件に、平成２２年３月末までの使用期間延長が図られたが、その埋立許容は年々逼迫してきており、新最終処分場建設計画の進捗状況もかんがみ、各種資源化ごみの再生利用化を図るなど埋立ごみの減量化に向けた取組みが行われている。

臨時職員の任用について、１３人中、７０歳以上の者でみると２人（１５パーセント）、６５歳以上の者でみると５人（３８パーセント）となっており、本市の臨時職員任用に係る年齢基準を超える高齢者の任用が少なくないが、特段の事情がない限り、同基準によることが望ましく、今後見直しを検討されたい。

同センターの行政財産である土地において、電力事業者の電柱設置に係る部分について約１０年間の賃貸借契約が締結されている。これは、契約締結当時、旧津市の普通財産として管理されていたものが市町村合併後の本年３月３１日付けで行政財産に分類換えした際、整理されなかったものと思われるので、行政財産としての使用形態にかんがみ、必要な見直しを図られたい。

・安芸・津衛生センター

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当センターにおいては、旧津市、旧河芸町、旧芸濃町、旧美里村及び旧安濃町の区域から収集・搬入される、し尿及び浄化槽汚泥を処理するための施設の運営及び維持管理などを分掌している。

平成１９年１月末で、ロンドン条約により、し尿及び浄化槽汚泥の海洋投入処分が全面禁止されることに伴い、陸上処理するため、平成１７年度、１８年度の２か年の継続事業として、処理能力の増強、放流水質の安定・向上を図る施設設備改造工事が実施されているところである。

今後は新しい設備での運転となるが、一層、安全かつ適正な運転と効率的な管理及び周辺環境に配慮した施設運営に努められたい。

・クリーンセンターくもず

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当センターにおいては、旧久居市、旧一志町、旧香良洲町、旧白山町、旧美杉村の区域及び松阪市（旧嬉野町）から収集・搬入される、し尿や浄化槽汚泥を処理するための施設の運営及び維持管理などを分掌している。

松阪市（旧嬉野町）のし尿及び浄化槽汚泥の受け入れについては、合併時の調整により、松阪市に処理能力がないため、暫定的に受け入れているものである。

処理に当たっては、安全かつ適正な運転と効率的な管理及び周辺環境に配慮した施設運営に努められたい。

<商工観光部>

・商工労政課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、商工業振興、勤労者福祉に関する事務などを分掌している。

勤労者福祉については、合併により本市単独設立となったことで、中小企業勤労者福祉サービスセンターに対する国・県補助金が大幅に減額され

ることから、他市へ事業参画を求めているところであるが、同センターの更なる会員の拡充、自立に向けて努力されたい。

津市労働会館、安濃工業会館及び七栗産業会館については、本年４月から指定管理者制度を導入しているところであるが、各会館の設置目的に沿って有効に利用され効果的に運営されるよう望むものである。

また、勤労者福祉センター（サン・ワーク津）及び勤労青少年ホームについて、施設の有効活用を図られたい。

・ 中心市街地活性化室

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当室においては、中心市街地活性化に関する業務、市営駐車場に関する事務などを分掌している。

本年８月の中心市街地の活性化に関する法律の施行により、中心市街地活性化事業が届出制から認定制になり、本市においても、中心市街地活性化基本計画策定に取り組むべく、中心市街地活性化協議会の設立に向け勉強会や研修会の実施が検討されている。中心市街地の区域設定の再構築を含め、市街地活性化のため、効果的に事業展開されるよう期待するものである。

また、各種補助金の交付について、有用性を十分検討され、適正な執行に努められたい。

市営駐車場事業については、利用者数も増加傾向にあり順調である。今後も健全経営に努力されたい。

・ 企業立地課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、企業の誘致及び立地、工業団地等の維持管理に関する事務などを分掌している。

当課においては、二大産業振興拠点等への企業誘致を推進されているところである。本年９月末現在において、中勢北部サイエンスシティについては面積分譲率３３パーセント、２９社の進出が決定し、ニューファクトリーひさい工業団地については面積分譲率５５パーセント、３社の進出が決定しているが、更なる企業誘致の促進を図るため、時限立法である「津

市企業立地促進条例」が本年１０月１日から施行されたところである。

こうした経済的インセンティブや、景気回復基調を受けて企業の設備投資意欲が高まってきていることから、この機会を逃すことなく、タイムリーなトップセールスなどを始めとする積極的な誘致活動を展開され、二大産業振興拠点用地の早期完売を期待するものである。

・観光振興課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、観光に係る施策、宣伝、事業の実施、観光施設、その他観光事業に係る調整事務などを分掌している。

観光事業については、観光関係団体や周辺市町と連携し、観光客の誘致に努められているところである。

また、津まつりや花火大会などイベントも開催されているところであるが、一過性のイベントにとどまらず、地場産業などへの経済効果が波及するような事業展開を期待するものである。

各種の補助金については、観光振興の効果などについて、検証に努められたい。

観光関連施設の錫杖湖水荘やレークサイド君が野など、いわゆる営業収益で営業費用を賄うことができていない施設については、その経営状況が明らかにされ、適切な経営判断ができるよう、必要な見直しについて、関係する各総合支所とともに検討されたい。

<農林水産部>

・農林水産課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、農業振興施策の計画、農業及び畜産業の指導、鳥獣の保護及び狩猟、農産物等への鳥獣被害の防止、中山間地の振興等に関する事務などを分掌している。

農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、耕作放棄地が増大するなど生産構造の脆弱化が深刻な状況となっているところであるが、国においては、平成１７年１０月に経営所得安定対策等大綱を策定し、平成１９年度から、担い手に対して施策を集中し、経営全体に着目した対策に大きく政

策転換をするなど、戦後の農政を根本から見直すものとなっていることから、農業基盤整備課との連携を図りながら、集落営農の組織化などを含めた担い手を育成・確保する取組みなど制度の円滑な実施に向けた準備作業に取り組まれない。

- ・農業共済室

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当室においては、農業共済事業に関する事務などを分掌している。

- 農業共済制度については、農業災害補償法に基づき、不慮の事故によって受けることのある損失を補填することにより、農業経営の安定、生産力の向上に資することを目的として実施されているところであるが、さらに農業共済制度の周知と農作物共済加入促進を図り、家畜共済、園芸施設共済、畑作物共済の加入者の拡大にも努められたい。

- また、共済掛金が未納となっている加入者へは、引き続き納付指導等の強化に努められたい。

- ・水産振興室

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当室においては、水産業の振興施策の計画、水産加工業の振興、水産物の流通改善、漁港の整備・維持管理、養殖業・栽培漁業の推進等に関する事務などを分掌している。

- 漁業は農業と同様に従事者の高齢化と後継者不足が大きな問題となっている。今後も本市における水産業等の振興発展を図るため、「とる」漁業から「つくり、育て、とる漁業」への転換を推進し、併せて生産基地の整備と経営近代化対策の推進を通じ、後継者の育成、確保に努力されたい。

- ・林業振興室

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当室においては、林業振興施策の計画及び調整、市有林の維持管理、林道事業に関する事務などを分掌している。

本市の総面積の約60パーセントを占める森林については、水源かん養機能、生活環境保全機能、木材等の生産機能等、多面的機能を有しており、この貴重な財産である森林の維持管理を森林所有者等とともに長期的な視点にたって計画的に行うため、本年4月に津市森林整備計画を策定されたところである。

また、本市所有の山林は、約1,220ヘクタールで、このうちの約50パーセントについては、三重県や緑資源機構などと分収林契約を締結し、これらの団体により育林等の維持管理が行われているところである。

現在、総合支所管内の山林については、各総合支所において施業されているところであるが、総合支所とも連携を密にして、直営林も含め、森林施業計画に沿った適切な維持管理がなされるとともに、広大な面積を占めている森林の持つ役割、意義等について住民意識の高揚を図られたい。

・農業基盤整備課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、市単土地改良事業、県営等土地改良事業、農業用施設維持管理事業、農業集落排水処理施設維持管理事業に係る事務などを分掌している。

農業集落排水処理施設使用料については、本年9月末現在で滞納繰越分未収金残高は213万2千円となり、その収納率は10.5パーセントと低調であるが、今後、関係する各総合支所との一層の連携を図るなど、効果的かつ効率的な徴収体制の構築を図り、滞納繰越分未収金の早期回収に努められたい。

農業基盤整備としての市単土地改良事業については、その目的は農業生産力の向上にあることから、事業の実施については、地域の担い手の状況及びそれらの経営基盤の安定化への取組等、農林水産課所管施策との整合がなければ、結果として公共投資の十分な効果が期待できないものと考えられる。こうしたことから、本市の農業振興地域整備計画及び農業経営基盤強化に関する基本構想等、農林水産施策全体の観点からの客観的な事業採択基準の整備を図られるよう検討されたい。

<農業委員会事務局>

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当事務局においては、農地の権利移動と転用、農業者年金に関する事務などを担任している。

農業委員の定数は、現在、８８人（選挙による委員８０人、選任による委員８人）となっているが、平成１９年１月１日から４８人（選挙による委員４０人、選任による委員８人）となる。

また、各業務については、農地転用許可に関することなど、個人の権利関係にかかわるものでもあるので適切に対応されるよう努められたい。

<健康福祉部>

・福祉管理課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、社会福祉施設の総合調整に関する事務などを分掌している。

本年４月から、津市社会福祉センターをはじめとする１０か所の福祉関係施設について、津市社会福祉事業団が指定管理者となり施設の管理がなされている。

今後は、当該管理業務が施設の設置目的に沿って、充実するように指導されるよう望むものである。

福祉バス運行事業については、コミュニティバス運行事業など種々のバス関係事業を所管する各部局と調整し、本市全域の公平性と効率性を勘案した事業となるよう努められたい。

・こども家庭課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、保育所への入所、児童手当及び児童扶養手当、婦人保護事業、子育て支援事業、児童虐待防止等に関する事務などを分掌している。

保育所入所負担金、児童扶養手当過年度返還金等の未収金が増加してきており、滞納者に対して納付指導を行ってはいるが、収納率向上にはつながっていない状況である。今後は、これら滞納者に対して滞納処分も視野に入れ、収納率向上に努力されたい。

公立保育所について、市全体を見据えた適切な設置場所及び定数の検討、また、質の高い保育の実施と効率的な運営に努められたい。

保育所遊具保守点検業務委託契約において、年度途中において委託業者の破産により契約解除が行われたため、本年7月に新たに指名競争入札を執行した結果、契約金額が従前の年間契約より高くなっている事態が生じているが、今後においては、契約のあり方、予定価格について、十分検討されたい。

児童虐待についての報告件数が増加しており、職員や家庭児童相談員が警察や児童相談所などとの連携により対応している。今後においても、関係機関との連携を強化され、児童虐待の早期発見、未然防止に努められたい。

・高齢・障がい福祉課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、高齢福祉推進事業、介護予防、生活支援事業、障害者福祉事業に関する事務などを分掌している。

本年4月から介護保険制度は、予防を重視した制度に大きく見直され、こうした予防重視や地域に密着したケアの観点から、地域の中核機関として、地域包括支援センター制度が創設され、本市においては、本庁舎内と久居総合支所内の2か所に同センターが設置されたところである。

また、複雑多様化する福祉ニーズに適切に対応するため、各種事業を実施されているところであるが、市町村合併による継続事業のなかには、高齢者ヘルパー家事援助事業など実施率が非常に低い事業が含まれていることから、事務事業の見直しについても検討されたい。

・援護課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、生活保護に係る相談、申請の受理、決定及び保護受給中における訪問調査、行旅病人等に係る事務などを分掌している。

本年9月末現在の被保護世帯は、1, 453世帯、被保護者数は1, 867人、保護率は6.4パーミリ（人口1, 000人当たり6.4人）である。保護の適正実施の基本である訪問活動等をする現業員は18人で、

担当1人当たりの世帯数は、80.7世帯となり、配置基準1人当たり80人をやや超えている。被保護世帯は増加傾向にあり、保護の適正実施のため必要に応じて現業員の適正配置に努められたい。

扶養義務者調査については、生活保護法は、民法に定める扶養義務者の扶養等はすべて生活保護に優先して行われるものとする原則を規定しており、当該調査で判明した扶養義務者に対しては扶養義務履行指導等一層の措置を講じられたい。

急迫保護等及び不正受給等に係る返還すべき費用の本年9月末現在滞納繰越分未収金残高は、それぞれ768万円及び911万円で、その収納率は、いずれも10パーセント未満と低調であり、必要に応じて法的措置を講じるなど、適切な債権管理に努められたい。

・介護保険課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、介護保険被保険者の資格取得及び喪失、介護保険の給付、介護保険料の賦課及び徴収、介護認定審査会等に関する事務などを分掌している。

介護保険制度は、本年4月の介護保険法の改正により、予防重視型システムへ転換されたところである。これまで老人保健事業として取り組まれてきた介護予防事業などについては、介護保険給付の対象事業と位置づけられたことから、これらの事業推進に当たっては、高齢・障がい福祉課、中央保健センターなど関係部局との連携を密にしながら、市民がより積極的に介護予防事業に参加できるよう、その事業展開に取り組まれたい。

また、介護保険料の未納については、介護保険制度への理解と周知を図りながら、総合支所とも連携し、納付指導を強化するなど収納率の向上に努められたい。

・保険年金課

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当課においては、国民健康保険及び国民年金に関する事務などを分掌している。

国民健康保険事業については、収入の確保及び医療費の適正化に取り組

まれ、安定した運営を目指し努力されているところであるが、リストラ、倒産等により、被保険者が増加している。

また、資格証明書及び短期被保険者証の交付件数も増加しているが、引き続き保険制度への理解を得るための努力を行い、納付指導の強化、口座振替の促進などにより収納率の向上に努められたい。

国民年金事務については、年金制度に対する理解とその普及を図るため、広報、啓発の促進に努められたい。

- ・医療助成室

- ア 指導事項

- 特になし。

- イ 所 見

- 当室においては、福祉医療費受給資格認定、福祉医療費助成、老人保健医療に係る資格認定及び給付に関する事務などを分掌している。

- 本年度において、乳幼児医療費助成制度の拡大、不妊治療費助成制度の実施及び老人医療費の負担区分の細分化等が行われたことにより、業務が増加かつ複雑になっているところであるが、対象者に対して制度改正内容の周知を十分図るとともに、過誤払い等の発生防止に努められたい。

- また、老人医療費においては、レセプト点検員との連携により点検内容をより充実させ、第三者行為求償事例の発見に努められたい。

- ・中央保健センター

- ア 指導事項

- 「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」及び「津市久居休日応急診療所」における公金の収納事務について、保健衛生使用料の収納事務を事実上、委託しているにもかかわらず、手続きに不備が見受けられたので、適切に取扱われるよう指導した。

- イ 所 見

- 当センターにおいては、応急診療所の運営、救急医療のほか、母子保健事業、老人保健事業などに関する事務を分掌している。

- 「津市休日応急・夜間こども応急クリニック」については、利用者増により施設が手狭となったため、本年11月1日から国立病院機構三重病院の敷地内へ移転し、診療が行われているところである。

- 三重病院の敷地内に移転したことにより、同クリニックにおいて入院等が必要であると診断された小児患者を三重病院に迅速に搬送することができると、小児応急の基本モデルとして期待されているところである。

救急医療については、一次救急患者が二次救急医療機関を受診する事例が多く、救急医療体制の維持に影響が出ていることから、一次救急と二次救急の医療体制のあり方の見直しを検討されているところであるが、緊急搬送に支障を来すなど人命に係わる問題であることから、早急に健全な救急医療体制を構築するよう望むものである。

＜選挙管理委員会事務局＞

ア 指導事項

特になし。

イ 所 見

当事務局においては、選挙に関する啓発、周知、定時調製方式による各種選挙人名簿の調製等の事務、選挙の管理執行に係る事務などを担任している。

市町村合併に伴い、現在１３１の投票区が設置されており、今後、投票管理の合理化等の観点から再編が検討されている。また、衆議院議員選挙の選挙区が分割され、選挙公報の配布方法、開票所の確保及び開票事務の分割管理等が課題となっているので、早急に検討されるよう努められたい。

津市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 12 月 25 日

津市議会議長 中 川 隆 幸

津市議会規則第 4 号

津市議会会議規則の一部を改正する規則

津市議会会議規則（平成 18 年津市議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 96 条第 2 項中「法第 109 条の 2 第 3 項」を「法第 109 条の 2 第 4 項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

津市消防本部訓令第 1 4 号

消防本部

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 8 年 1 2 月 1 9 日

津市消防長 野 田 重 門

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防職員の任免に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 用語の意義の表定年退職の項中「定年条例」を「津市職員の定年等に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 3 1 号）」に改める。

別表第 2 の 2 記載要領の表分限処分の項中「調整手当」を「地域手当」に改め、同表育児休業の項中「育児休業と」を「育児休業を」に改め、同表派遣の項中「津市公益法人等への職員の派遣に関する条例第 2 条第 1 項の規定により〇〇へ派遣する」を「地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 第 1 項の規定により〇〇へ〇年〇月〇日まで派遣する」に、「地方自治法第 2 5 2 条の 1 7 第 1 項の規定により〇〇へ〇年〇月〇日まで派遣する」を「津市公益法人等への職員の派遣に関する条例第 2 条第 1 項の規定により〇〇へ派遣する」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

津市消防本部訓令第 1 5 号

消防本部

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 1 8 年 1 2 月 2 8 日

津市消防長 野 田 重 門

津市消防職員の任免に関する訓令の一部を改正する訓令

津市消防職員の任免に関する訓令（平成 1 8 年津市消防本部訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 2 記載要領の表退職の項を次のように改める。

退職	定年退職	津市職員の定年等に関する条例第 2 条の規定により〇年〇月〇日限り退職とする	
	辞職	辞職を承認する	

附 則

この訓令は、平成 1 9 年 1 月 1 日から施行する。

津市水道局告示第 15 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 1 号の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 25 日

津市水道事業管理者 平井 秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
中水株式会社	伊勢市下野町 653 番地 11	平成 18 年 12 月 12 日
株式会社ソーケン	度会郡大紀町大内山 891 番地 3	平成 18 年 12 月 12 日

津市水道局告示第 16 号

津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり給水装置工事の指定の効力の停止をしたので、津市水道局指定給水装置事業者規程（平成 18 年津市水道事業管理規程第 14 号）第 10 条第 4 号の規定により告示する。

平成 18 年 12 月 27 日

津市水道事業管理者 平井 秀次

名 称	所 在 地	指定の効力停止期間
株式会社アクアテック	津市雲出本郷町 1352 番地 1	告示日より 3 か月間 平成 19 年 3 月 26 日まで